

## ■ 垂直積雪量

建築基準法施行令第 86 条第 3 項の規定により、いわき市長が規則で定める垂直積雪量の数値は、次のとおりです。

区 域	垂 直 積 雪 量
いわき市遠野支所の所管区域	40 センチメートル
いわき市三和支所及びいわき市川前支所の所管区域	80 センチメートル
いわき市田人支所の所管区域	50 センチメートル
その他の区域	30 センチメートル

## ■ 日影による中高層の建築物の制限

建築基準法第 56 条の 2 第 1 項の規定により福島県知事が条例で定める日影による中高層の建築物の制限は、次のとおりです。

※太陽高度の算出に必要ないわき市の「緯度」は、北緯 36° 56′ とします。なお、磁北差の参考値は、6° 10′ とします。

地 域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	敷地境界線からの水平距離が 5m を超え、10m 以内の範囲内における日影時間	敷地境界線からの水平距離が 10m を超える範囲内における日影時間
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域で容積率の値が 5/10 から 20/10 までの区域	軒の高さが 7m を超える建築物又は地階を除く階数が 3 以上の建築物	1.5 m	4 時間	2.5 時間
第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域で容積率の値が 10/10 から 20/10 までの区域	高さが 10m を超える建築物	4 m	4 時間	2.5 時間
第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域で容積率の値が 20/10 の区域	高さが 10m を超える建築物	4 m	5 時間	3 時間

## ■ 風速

建築基準法施行令第 87 条第 2 項に規定するいわき市の風速  $V_0$  は 30m/s です。

なお、平成 12 年 5 月 31 日建設省告示第 1454 号に基づく地表面粗度区分について、いわき市では区域を指定していません。